

取組項目	(38) 地方公営企業の健全化 〔イ 病院事業〕	担当部課 (室) 名	病院事業庁経営管理課
<p>1. これまでの取組状況および課題</p> <p>県立病院は、開設以来、不採算分野の高度専門医療や特殊医療を提供するとともに保健指導や社会復帰など一般行政分野との一体的な運営にも努め、県民の医療と保健ニーズに応えてきた。</p> <p>平成18年4月からは、地方公営企業法の全部適用を実施するとともに、同時に策定した県立病院中期計画に基づいて経営改善に取り組んだ。</p> <p>その後、医療制度改革、医師・看護師不足、公立病院改革など病院を取り巻く環境の変化に対応するため、総務省の公立病院ガイドラインに沿って平成21年3月に第二次県立病院中期計画を策定し、平成25年度の黒字化を目指して集中的に経営改革を進めている。</p> <p>今後も引き続いて経営の健全化を図り、高度で良質な医療を安定的に提供することが求められる。</p>			
<p>2. 計画期間中における取組</p>			
<p>(1) 基本的な考え方</p> <p>県立病院は、県民からの貴重な税負担の上に成り立っている病院であるとの認識のもと、県民から信頼される県立病院づくりを目指し、第二次中期計画に基づく経営改善に取り組むとともに次期中期計画を策定し、計画に基づく取組を進める。</p>			
<p>(2) 具体的な取組</p> <p>ア 第二次県立病院中期計画に基づく取組の推進</p> <p>(ア) 高度専門医療を提供するための病院機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人病センター… がん、心臓血管疾患、脳神経疾患の三大疾患を中心とした三次医療圏の急性期病院として必要な機能の充実 都道府県がん診療連携拠点病院として機能の強化 将来の医療を展望し、高度医療に向けた機能強化や全県的取組を進めるため、病院機能の再構築（病理、画像遠隔診断体制、医療情報ネットワーク、改築二期工事等） ・小児保健医療センター… 一般医療機関では対応できない心身障害児、小児慢性疾患や難治性疾患などに対する高度専門的かつ包括的な医療の充実 ・精神医療センター… 精神科救急医療、思春期の精神障害やアルコール等中毒性精神障害等の専門医療の充実および心神喪失者等医療観察法指定入院医療の取組 <p>(イ) 安定的な経営基盤の構築に向けた経営収支の改善</p> <p>県立病院としての公益性と地方公営企業としての経済性を両立し、安定的な経営基盤に立った自主・自立の病院経営を推進する。併せて、適正な一般会計からの繰入のもと各病院の経常収支の改善を図る。</p> <p>(収入の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各病院がより一層の高度専門医療を提供することで、サービス向上と患者の確保により病床利用率を上げ、収入を増やす。 ・未収金の回収に向けた取組を強化する。 ・診療報酬請求業務でチェックを徹底する。 ・使用料、手数料について適時適切な検討や見直しを行う。 <p>(費用の縮減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療科別損益計算により、各診療科のコスト管理を徹底し経常収支比率を向上させる。 ・職員の機動的かつ弾力的な配置や時間外勤務の適正管理等により、医業収益に占める職員給与費の割合を抑制する。 ・医薬材料費の共同購入の推進や同種同効の薬品・診療材料の品目数の削減により、医業収益に占める材料費の割合を抑制する。 ・委託事業の業務内容、契約方法、コストの妥当性等の見直しを行い、費用の適正化を図る。 <p>イ 次期中期計画の策定</p> <p>現行の第二次県立病院中期計画の期間が満了することから、平成23年度に新たな計画を策定する。</p>			

平成24年度以降は、新たな計画の実行を通じて、高度専門医療を提供しながら県立病院に求められる役割を果たすとともに、引き続き経営の効率化に努める。

(3) 平成27年度以降の取組の方向

引き続き経営健全化に向けた取組を進め、県内の医療供給体制の確保に貢献します。

3. 具体的取組項目のスケジュール (工程)

具体的取組項目	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
ア 病院機能の充実 成人病センター 小児保健医療センター 精神医療センター	<p>がん、心臓血管疾患、脳神経疾患を中心とする急性期医療機能の充実 将来の医療を展望し、高度医療に向けた機能強化や全県的取組を進め るため、病院機能の再構築(病理・画像遠隔診断体制、医療情報ネットワーク 、改築二期工事等)</p> <p>心身障害児、小児慢性疾患や難治性疾患などに対する高度専門医療の 充実</p> <p>精神科救急・思春期精神障害・アルコール等中毒性精神障害等専門医 療の充実、心神喪失者等医療観察法指定入院医療の取組</p>			
イ 経営収支の改善	第二次中期計 画の取組			
ウ 次期中期計画の策定	次期中期計画 の策定	次期中期計画 に基づく取組 の実施		